

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町消火栓器具更新整備事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町消火栓器具更新整備事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町消火栓器具更新整備事業補助金交付要綱（平成11年白川町訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（補助金の額） 第3条 （略） 2 更新整備1基に対する補助金の額は、更新に要した経費以内の額とする。ただし、その額が <u>10万円</u> を超えるときは、 <u>10万円</u> とする。	（補助金の額） 第3条 （略） 2 更新整備1基に対する補助金の額は、更新に要した経費以内の額とする。ただし、その額が <u>9万5千円</u> を超えるときは、 <u>9万5千円</u> とする。

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。